

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会
データの取扱いWG（第3回）
議事概要

- 1 日時：令和3年12月15日（水）15:00～17:00
- 2 場所：WEB 会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員
中村主査、生貝構成員、板倉構成員、今村構成員、澤構成員、巽構成員
谷川構成員、寺田構成員、長田構成員、藤沢構成員、森構成員
 - ・ オブザーバー
日本郵政株式会社 大角 DX 推進室長
日本郵便株式会社 斎藤郵便・物流事業企画部長
戸田経営企画部調査室長
小谷情報管理・マネーローンダリング対策室長
西嶋オペレーション改革部長
個人情報保護委員会事務局 赤阪参事官
内閣官房郵政民営化推進室 西岡副室長
 - ・ 総務省
総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 小川課長
情報流通行政局郵政行政部 高田企画課長、寺村信書便事業課長、
松田郵便課長（事務局）
- 4 議事次第
 - (1) 事務局 説明 「郵便法第8条の趣旨の明確化の観点から行う GL 解説の改正骨子案について」
 - (2) 日本郵便 説明 「郵便業務において取得する個人情報の取扱いの現状について」
 - (3) 意見交換
- 5 議事
議事次第に沿って、それぞれ説明を行い、質疑応答・意見交換を行った。概要は以下のとおり。
 - 事務局より、前回の WG での議論を踏まえ、転居届に係る情報を、個々の郵便物の送達に関連する場合と、個々の郵便物の送達に関連しない場合とに分けて、郵便法第8条第2項（郵便物に関して知り得た他人の秘密の守秘義務）の適用の有無を決めるとする案（以下「本案」という。）に基づき、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」（以下、「郵便分野ガイドラインの解説」という。）を改正する際の骨子案について説明があった。
 - 現行の郵便分野ガイドラインの解説では、違法性阻却事由とは、「利用者の同意が

- ある場合のほか、裁判官の発付した令状に従う場合、緊急避難の要件に該当する場合等を指す」としているが、明確化のため「正当業務行為」を追記した上で、それを根拠に宛先の情報を取り扱っている旨を解説に明記するべきではないか。
- 本案は、個々の郵便物の送達に関連する場合は、郵便法第 8 条第 2 項の適用があり、個々の郵便物の送達に関連しない場合は、同条同項の適用がなく個人情報保護法による規律とするということになりやすいが、電気通信事業法第 4 条第 2 項と異なる整理。電気通信事業法第 4 条第 2 項は個々の通信に関連しないものも含んでいる。
 - 本案に関しては、電気通信の場合と郵便の場合をどこまでパラレルに平仄を整えていくべきかが論点。ただ、郵便法第 8 条は第 1 項が「信書」の秘密、第 2 項が「郵便物」の秘密と、1 項と 2 項で対象が違っており、電気通信事業法とは異なる側面がある。基本的に別の法律だということから議論するという考え方もある。
 - 信書という概念と郵便物という概念は、次元の違う概念で、信書は通信の内容に着目したものであるが、郵便物は日本郵便が引き受けて配達するものであり、外形に着目した概念。第 2 項で郵便物に括弧しているのは、例えば特定の宛先に信書もカタログも送っているというときに、カタログの送達の時間、送付先が漏れれば、信書の送達の時間、送付先も割れてしまいかねない、そういうことがあるので第 2 項で郵便物に括弧しているのではないか。
 - 郵便法第 8 条全体が憲法第 21 条第 2 項の規定を受けて定められていると読めるよう書きぶりを検討するべき。
 - 「地方税に関する調査について必要があるときに行う事業者等への協力要請として徴税吏員からの求めに対応する場合」及び「空家等の所有者又は管理者の転居情報について地方自治体からの照会に対応する場合」は、郵便分野ガイドラインの解説の第三者提供の制限における例外のうち、「法令に基づいて個人データを提供する場合」の事例部分に追記して良いのではないか。
 - 「法令に基づいて個人データの第三者提供を行う場合」について、どのようなケースが該当するかは、法令所管省庁や個人情報保護委員会による協議が必要であるため、地方税や空家の事例を郵便分野ガイドラインの解説に明記する場合には、所管省庁を巻き込んだ対応を行う必要がある。
 - 個々の郵便物の送達には関連しない転居届に係る情報を郵便法第 8 条第 2 項の守秘義務の外に置いてしまうと、通常個人情報保護法に基づいて提供していくことになるが、やはり、郵便法第 8 条第 2 項の中に置いて、利益衡量した上で提供の可否を決めた方が、丁寧でよいのではないか。
 - 転居届に係る情報は全て「郵便物に関して知り得た他人の秘密」の保護対象とな

る情報に含める整理とした上で、個々の郵便物の送達には関連しない転居届に係る情報は、法令に基づく場合など比較衡量の結果提供できる場合を郵便分野ガイドラインの解説に列挙していく形でもよいのではないか。

- 宅配事業者も転送サービスを行っており、宅配事業者の持つ一般転居情報は個人情報保護法で規律される一方で、日本郵便の持つ一般転居情報は個人情報保護法の規律に加えて郵便法第8条の規律がかかるということには違和感があり、本案の方が整理がすっきりする。
- 郵便法第8条の趣旨の明確化の観点から行う郵便分野ガイドラインの解説の見直しについては、本WGで引き続き検討することとする。
- 日本郵便より、郵便業務において取得する個人情報の取扱いの現状について説明があった。郵便局では、郵便物や荷物の配達に必須の情報をデータベース化しており、これらのデータは個人データに該当する。このシステムで保有するデータは、区分機や手作業により郵便物を配達順に並べる際や郵便物の転送処理を行う際に活用している。個人情報の利用目的はホームページにおいて公表し、転居届及び居住者カード等にも利用目的を記載している。
- どの情報がどの業務にどの利用目的で使われているのかが利用者に対して分かりやすく示されるよう、令和4年4月の改正個人情報保護法の施行に合わせて、日本郵便のホームページにおいて公表されている利用目的についての記載を見直す必要がある。

(以上)